

第三十七号議案

債権の放棄について

右の議案を提出する。

令和六年二月十五日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

債権の放棄について
左記のとおり債権を放棄する。
記

一 債権の概要

(一) 債務者 八街市民

(二) 債権の名称 生活保護費返還金

(三) 債権の総額 六十二万四千三百二十円

二 債権の内訳

(一) 債権ア 債権の額 二万六千四十六円

債権発生日 令和三年五月十八日

債権発生理由 生活保護法（昭和二十五年法律第四百十四

号）第六十三条

(二) 債権イ 債権の額 一万四百五十円

債権発生日 令和三年五月二十一日

債権発生理由 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十

六号）第一百五十九条

(三) 債権ウ 債権の額 二万六千八十円

債権発生日 令和三年九月三日

債権発生理由 生活保護法第六十三条

(十)	(九)	(八)	(七)	(六)	(五)	(四)
債権コ	債権ケ	債権ク	債権キ	債権カ	債権才	債権工
債権の額	債権の額	債権の額	債権の額	債権の額	債権の額	債権の額
債権発生日	債権発生日	債権発生日	債権発生日	債権発生日	債権発生日	債権発生日
理由	理由	理由	理由	理由	理由	理由
八万三千七百八十三円	令和四年二月二十二日	令和四年二月二十二日	令和三年十月二十八日	令和三年十月二十五日	令和三年十月二十五日	令和三年十月二十五日
地方自治法施行令第一百五十九条	地方自治法施行令第一百五十九条	生活保護法第六十三条	地方自治法施行令第一百五十九条	地方自治法施行令第一百五十九条	地方自治法施行令第一百五十九条	地方自治法施行令第一百五十九条

(±)

債権サ

債権発生日

令和四年二月二十二日

債権発生理由

生活保護法第六十三条

債権の額

四万三千二十二円

債権発生日

令和四年四月二十日

債権発生理由

地方自治法施行令第五百五十九条

債権の額

十三万七千七百二十円

債権発生日

令和四年四月二十日

債権発生理由

地方自治法施行令第五百五十九条

(±)

債権ス

債権の額

十二万七千三百九十九円

債権発生日

令和四年五月二十五日

債権発生理由

地方自治法施行令第五百五十九条

三 放棄する理由

裁判所が破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百五十二条第一項の規定に基づき、令和五年六月十四日付けで債務者の免責許可の決定を行ったことにより、債権を回収する見込みがないため。

(説明)

債権を回収する見込みがないため、区の権利を放棄する必要があるもので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第十号の規定により、本案を提出いたします。